朝野雜載 一

明治廿八年七月

特別
イ4
1919
21

38- 8849

176327

○井上公使の後を受けて朝鮮へ出張せんとする三浦梧樓氏に就て大隈伯其人を評するの序でに曰く三浦人剛毅の資をかねそなへ彼の陸軍の功勲を以て特に言ふべきものなし彼の第一師団を訓練し之れを全国軍隊の模範たらしめたる事は寺内彼に及ばざること遠く他師団の訓練良しきを得ること能はざるも必ず彼に勝ること遠かるべしと嘲笑したりと聞く

○三浦人少年ポツク〳〵僕の宅に来る彼の人伊藤を評して曰く公は能くを見て大要人となりを看破し彼の

排仆し其のち又彼の人山路を許しも同じく山路の一大秋点
八隠場にて彼の人陰人を恐れることなく休のぬ
し故に陰人と共に云くに傍者の事にて おを爲
を云小男なりと
○大隈侯又伊藤井上を許しも同じく伊藤さんの乾坤
を有せず彼の人敵を作らず又知友をも作らず
能うず之のみ及して井上の方人をもなしことを多
彼の人人を接しも之を高くまんを方人を多
なり
○大隈侯又同じく伊藤と云ふ男は一種不思議の男
知をもるを彼の人色を知をもなしことを解をぬるを
を云きことの多く彼のなる時に手傷を負ふの如之

分の為しと云ふ病を寝ることもなり 又彼の人
極めて豪家嘆を呼ぶ性なり四家を花るときのみ
き彼の人二人あり共事を作りのあるあり人に満ち
ちなりなりも恐るべし然一人
○大隈侯若し譚の中を才一の人おそ
或人を指し後生畏るべきを知り悔恨する一部
あり所して其人を明記をおそ人あり伯爵を乾を平
なりなりと伯同じく彼の人津田出也
○大隈侯伊藤と敵視するこの一りあ
くくくと云ふ彼の人の家人大隈の陰りて
改革の際毎にする者なり彼の人帰まらず尾を
ちちなり彼の人如何之を恢復しうと思くなり

しきりに其の公徳の論を説きて
まの運動をなすあり
○大隈侯曰く人生百年の論を上下して前手
を後脚とすることなく一の性質を稟受して
の為に生る人間の活を立て
一々を閉ぢもしめ終る迄も事業人と為
みて曰く今年も日出度し
○大隈侯の人の演論を聴きて曰く侯
の演論正しき所あり侯人世一治千世の説を
以て説く新年の意味を知る自分の言の
みを云ふことを侯人終る度毎に
聞くと云ふ所の論
中に彼の駄論を長くも自己の黄金を大隈侯
論を聞くと言へんとするの公徳を彼人の聲を高
めしことを感じ隈侯曰く言へ一のみと大なる
侯も感心して
○大隈侯人の人の言ふことは
行する事を勧める富豪
富すれば侯人侯
○大隈侯言ふ事の来る新聞の自家
の経歴を活じ生涯を慈侯人一生
終る迄川を泳ぎ川を泳ぎて彼岸
に達する川を泳ぎて彼岸
の数を文字みて動もする公徳岸を出て世を安

らんを一方を過ぎるものみゝず光を伐の主脳のぬき
伐のぬき氣力をのぞきて伐べし光伐
ハ大いなる折衷を要すると思ふる
○大隈伐の長所へ副産人を屋敷を
短所も又ふる伐ぬ伐の鉄丘ソフトテスを鉄くべ
伐ぬ伐の多年吟味を伐ても新式を
鋼しとみる伐ぬ伐ぬ人あり伐ぬる伐へ蛇
の長所短所を以て一直線を維新以来三十年の
大風波を清き事なるも伐敵を殺しまゝ
節を厚し性を西洋人伐ぬの再びも
入閣をぬるも新しく此の性を如しこの印を伐つべ
きや

○高橋泥舟の法流を汲む人松平確堂氏
く徳川世を養人府藩あり也を伐を嚙む藩あり海
舟泥舟のぬき重臣顔を見て苦諫をきゝ默
然氣を含むて爪を嚙み終に諫を納めず
○又同人の流を汲む松平の流を汲ぬ
維新元勲西郷吉之助の師あり
勲ハ宴ろ陛下を利用ぬ
ハ有しをぬと
○黒田清隆ハ文雄也ハ大災しあるを
雨ぬるも敢へ敢へ常腹の佐幕へ何候
板垣へ敢を要せる火災の敢へ名制を一立ての

千代引迄すを例とするものゝイマ里田俗のりとして
杯宮中向あまでの面さへ内ま入千形を隠まくこと
珍らしからずこれも俗の本体の一端を見するなり
見らんと思ふべしこゝに志るす
○里田俗は斯くまで面目を武士道を守りてあるなれ
ば伊勢のぬきすら憚る所ありて俗に敬する挨
拶しぬきんは隙まって鄭重なることなり
○去年開拓の函館縣人を妻あとする限に妻あとある
上大良人も此の本体の我俗を守り得べき趣に候
くれ思ひ居れど未だなかなか隨分の家庭に
盡くしてそれより或るときは倫山わたりより来
を新田へ訪ねたるに函館の應接所へ通り

ならその主人出で来る出合ふところにありて客座
にて相手にも客にせず将待ち自在に出来ぬとも見えたるは
俗の常なく謙遜なりとこゝに言ふこれ合はぬ婦人へは客座
する虚意なり出でざることあらば僅かに一面の客あらば
送らさる應接中に来あるべく良人を呼びで来りまでは(人を走ら)
まことに凡そ二三回に及びぬるも此の五月頃まで
想ふべし
○陸奥に壽明(寧ろ正)(乗)を以つて満さんとする男ありけり
彼の人よく云ふ策をあまたし初めて事の實を示す
ぬいたる彼のなす策はあまたことありしけれど多く吐嘘
の間にありて自らの默善推敲を重ねるも吐嘘に要
去の策なりしかるよきは策の出来るもあらずして陸

奥を知る人へ伺ふに

○陸奥言文と芳川顕正氏は一情の美談あり芳川

海行中の傳右衛門中年村の指揮を蹴ひ来り常

に之を珍重せしが或る時故ありて或る藝妓を

入れ情の為めに陸奥に命じ此の指揮を無くさ

せ陸奥は命じて其の藝妓を探索し百三十余を

費して其の藝妓を拐きいづこにか匿れ藝

妓の指揮を解めある指揮者船「コワ良き細

工なり」即金二十円を与へ遂に金を得たりよ

と憤ゆ三十円をもつてつきもしとなむ藝

妓もまた指揮を解とへ切りつつも斬る言葉のみの

言葉なれば然らざるとそ陸奥の美くとも

陸奥は柔大胆を活ひ折角次官と芳川の来る

り来るを見すまして人と伝次陸奥をゆこと

ようにと芳川と思言るも芳川も得指揮す

陸奥をもつて陸奥に命ずる

なる指揮をなすべく人を問いこやつを指揮

せおいなる男は「おい」とこひとる指揮の

ある指揮を芳川の方へ「あるのと法を用ひ」芳川とある貴

流を閉口しなる折柄陸奥は人を問ひ此指揮

芳川の家門中

大なる中年を探しも求め

なるものとの或る藝妓を強ひ強ひてしづ

く無くとも美止をやめる芳川を顧み

つ）どうでス其めハ私しゑ唯に其のまゝとハ、一笑紙
まんぢゑ又以て陸奥の性質を変ずるに
○陸奥宗光ゑ伊藤の雷霆の謀報を加りとなりて薩長
しとる時ハ流石の陸奥も新聞紙上のめく歩きる
後所ゑ行る迄の間ハ注ハて言を謹ひ居る
家て法廷ゑ於て初めて陸奥ハ掩蔽せる情実を表ハ彼の人
能ハず事実を掩蔽し遂に法廷を於
し得なるゑの時の抗辯ハ玉乃世信の新才と
伊藤流石の陸奥も絶ゑ掩蔽しおほせ得ざりし
沒事りあるのとて中ゑ大隈侯の語る曰く事の四歳
判明とゑ知ハ必ず伊藤ゑ為ハ
屏風を立て廻し平内ゑ抗辯ゑの体越ゑを設
ける位の距離ゑ於て初ハ玉乃ハ陸奥を見詰ぐとゑも
中ゑ屏風ゑ於ゑ抗辯ゑ抗ゑ玉乃も稍ゑ楽
ど煩ふ内平内ゑ聞ゑ玉乃ゑ稍ゑ楽
宣ゑし初ふ例の屏風抗辯の内ゑ体越を
つ於ゑ高ゑ於ゑ屏風を見ハ
ゑ高ゑ於ゑ海の内ゑ陸奥ハ中々一刻惜
しと一笑しけるゑ陸奥も之ゑ耳ゑ掩み玉
乃の言ゑ事ゑ於ゑ陸奥ハ
此ゑ於ゑ陸奥ハ隔門ゑ於ゑ
及ばゑと
○医学士入沢達吉ゑ海行後新の後東宮の侍医

ところ乳汁なくして職を辞したり余一日今上の
折節を聞かれ東宮の侍醫などは随分閑
日多き職なればなりとて前にて書物を読むこと
も出来ず特に閑になるは東宮殿下のお相手となる
ことにて或る時は池の辺を釣り或る時は騎馬に擬
し殿下を乗り奉り抔することにて醫術ある人
寧ろ此辺の心掛なきこそよけれ余の如き
を無用の人と称する事に従くこのみなれば風儀
者を要する年齢まではよし無用にても先づハ御
免を蒙らせることを得たりと
○東宮殿下の未だ御幼少の時なる
宮内大臣の執務し居る処へ遊びに入らせらるる

ことも時々ありて大臣は頗る困りたる事なりし武
官の如きは或は勲章をむしり取られ或は佩剣を持
たれ抔して困り果てしこともありしとの余の大人は
宮内省に居られて十年餘御陪従し書物をすゝめ
ば右は殆ど実見したる所なり
○これも殿下の御幼少の折或る武官を召し連れ兵営
へ到り兵士の訓練を御覧ありしことありしが
稽古等を御覧遊ばされて浴場へ到らせられけるの末に
入浴時間にあらずして○槽中水をたゝへたるのみにて殿下は其
きつけずありしが殿下ここに立ち止まり給へ兵士の
入浴する様を見たしと宣まはりしも供奉の武官も
困りきって一兵士に指揮してこれを命じたる故の兵士は殿下

の面前に裸体となることを恥と考へ再三辞しまゐりたるのみも許し給へとこそ申しかば
陛下は脱し前の人を敬ひそれの人流の状をなしたるの
陛下は何風前を敬ひそと言はせられ陛下
歳をもつて供奉の武官遠藤盛俊と申陛
敬を除くのみなるべし陛下は陰もものを飛ぶこと能
へ其今を武官に問ひたるに武官笑ひ答へ毛
は六十年を経たれば何人も生くることなし迚の
陛下も生くるとおもふるのみとのことにて上げたり
とちんぬ此一流人物他の実際の秘るべき事柄
主化の徒なるべしゆけり
○外四皇室の貴顕と我陛下の御交誼の格段

のあつき国々の深のあつき陛下あらせられ殊に我皇
室の前以つて定まりあるも
ものくよりして互ひに照復を経たる後御接見
相成る次第なりと承る今の大人も少く変る
の模四皇孫殿の神我陛下に問ひ給へる
事ありしアフリカ(さこ)の御陛下の第一カシガロ
一を持ち給へるや押もとのことなりしのみも御問答の
一段なりしかるなり
○天覧に供する書類の内陛下のあつき書類の
羅紙に程お紙の折目の上部に菊の御紋後に印に長
春の二字あり大人へ言に此紙に茶しなんの折

解のてハ書状の紙を形物ることもあるき

○伊藤伯曰く皇后陛下と岩倉ハ実ニ京都の擁護

しゝ者なりと云ふ事実ハ然り

○前島密氏曰く明治四年の出軍後ハ京都の時夜分ニ成ると雖ども飛脚ハ必ず帯剣

大寺院のもしく一味の徴兵と称し四隅ニ及ぶ

て其数ハ実ニ前日の如し前日の如く刑務ハ早

く行ふ為ニ二三人ハ必ず刑務ハ早

め行ふとの説ハ故を推しはかるでも京都

思ふ人ハ新ニ京者ハ徴兵しとなるヨモ

人ハ覚ふことあるとハ決して反を

上げんとするハ極めて無稽なイツマデ

も反の存じ上る気ハ味ハしの部ハ反を加へて一歩

徴ハ故ハ生ハ長ハ如ハ逆ハ敵ハ也

と雖ども二三の人ハ怪ハ生ハ注目ハ

民ハ渇仰ハ生ハ能ハ

ものハ反ハ

る事ハ決ハ

○友人曰ク在風海衛出張の時伯爵ハ

(二)軍艦搭乗の者ハ

ハ人ハ

軍艦ハ大ハ家屋のハ

ハ乗組員ハ

負傷人ハ大抵それ十人位もあるべきに莞爾として悠々然たる其の
く手足持ハちぎれたる者も然自己の身よりもかまはずと勇む訓誡の
の働きを妨げるまじとて銘々口を開きその後も酒を呑むも満
手にて大砲を発する傍ら喫烟して傍観するものある
我が兵士ハ意気揚々の気勢と云ハさるを得ず云々敵艦より
発射する砲丸凡そ二三間の前を通るも少しも頓着
ハ後へ下り避けたる又我が兵と同時に一時呼吸の止ま
るを覚ゆと云々海軍の戦ハ全く器械の戦にて鉄と
鉄との戦ふなれハ敵を殺する情も陸軍とハ大いに
趣異なりて人々相互の悪しみなし随ふて虐殺の
情も起らずと左も有るべき事也 云々 丁汝昌ハ流石
支那第一流の軍人なりあり彼れの最期劉公島に於ける邸

室を見るに極めて質素なる木造西洋造りにて支那風
の装飾のなきに総くて見ることを得し彼の人丁ハ支那人
と云ハんより寧ろ西洋人に近しと云ふて一の名あらん歟
又旦退なる跡も極めて立派なりし家財を取り運び
たる趣にて見るもさりし庫司ハ極めて広く
盆栽なとの見へ日本より持行きたるその種も多く
陳列しありしなとの大庁の中央に何にか焼きたる
る跡ありて書類を焚燼せる跡なりと云ふ
支那人金を土産するとて軍人の徽章と覚しき金銀
相散乱し孫子注解広雅叢書説文鴻寿等の
書類を棄て除り余の手に帰せしハ日清戦争の紀念
として長く保存すべき物なり

○東宮殿下御幼のころ皇后宮様時々あそばされ
ハさせ給ふ事あり殿下ハ之のみ掘り遊ばせられ「ヤア
別品が来た」などと戯れさせ給ふ事ありしとの
事なる後年殿下英国に学び給ふ時英国の
ある人や同様の御質問の御答に曰く「余ハ行て見た杯」
と申すことあれハ殿下之れを傍
より少うもらん「おれも一所に連れて行け」と仰せ
られあり御答ありのみ年ハ「殿下ハ行ても行ても
なるあるく」とのたまへり「ソレデモ僕ハ行きたいし杯
仰せられ書きあり」とのや
○華族学校の教授に或る人の語る話の大
要左殿下の教授ことごとく骨の折れと

ありしとの事なり
○殿下ハ宮中にて御自分のものを何と仰せられ
やと問ふに宮内官等の間にハ「上」と仰せられしの
みにて宮内官等あまり不行届のやうなるとの
あることきん「上」へ御話して済まずに」と仰せられ
しとなり
○殿下の馬を好ませ給ふ事ハ世人の知るところ
なり宮中の馬一頭の値段高き馬にて給ふ
ことあり御性質の御勇敢なるを物語る

[illegible]ん[illegible]平掛りに死者の苦心をなすなんぞ又
陛下に乗馬を進ぜんとする一鞭をかくるべく
馬は一瞬の間の勢をなして疾走せんとする馬下は勿
論続き行く能つて[illegible]を続き隨へさるべく戰勝
を慶賀する儀なれば陛下馬を仰せ出さるべく味
噌又支那の馬丁庭園の[illegible]々手勿をなして
立止まり甲の馬丁乙の馬丁の立つ所まで来すべく乙
代りも丙又乙の[illegible]の仕組を[illegible]ありとやけ
ど雲[illegible]の事あしくとかくいひ但し如何は四五年
あるべきとする所なり

○余等の未だ大なる[illegible]し折前島氏と伴よ表面
君等は未だ[illegible]時代の書生の情男をいふなり余の

書生中清々く行脚する時のあき嚢中一銭の貯なく
夜中辻堂に[illegible]ることも屢々あるこのあの氣張
くらも深夜四[illegible]寐室を感じて[illegible]寝るべき
ことのうてあるの歩行[illegible]のみあ疲れ果て七[illegible]
の眠を得ることあり[illegible]依て或るとき二尾
を[illegible]寐室を設[illegible]悠々[illegible]
んど燈燭を[illegible]あるき錆[illegible]けんぞ出る[illegible]
の徐香一束を[illegible]ひ[illegible]も試みる之れを火をつけ已の
計しとる頃なくの方へ二本三本[illegible]
のぬき火[illegible]も[illegible]
感[illegible]此の毒薬の[illegible]大いなる氣張
く寝[illegible]と得[illegible]

○前参君の懐徒候ふ思ひ維新後德川亀之
助氏が初めに於ける時の相ハ德川氏の分家其を全く
人ハ未だ騒乱の當時に於て氏を殺すなり手を引て泪かけ
て笑ひ生まれしハの頃見るなき如[redacted]
[redacted]もありし姫知る事を[illegible]末等
ニハ何ぞ助やと思ひ居られけるかハ譜代の者も
説を無んとも懐旧の情に任すまじ[illegible]
ひそかにきと
○又思ふ幕府の敗北なる後数年ハ德川家の存
庫へ何れも取り[illegible]亀之助氏[illegible]
ることもの如き朦朧するてのみし[illegible]也幕府
ハ衛く此の[illegible]を無し[illegible]して所政府の

勤氣なるを[illegible]ハ開庫の許を請ひまゐらせしと竊かに手を
おもせども新政府の見る幕府ハ為すべくもあるべくもあら
さりしなり畢竟ハ公儀の手の及ぶ所にあらざりし
論じめ殊に前参君ハ為的新政府の役人ニ文際
みることもなきハ臣之れを揮して陰密の運動をなさ
ん哉ハ新政府の重役の心を融和するを得んと荒
平の意を前参君に與へ[illegible]之れを交際費として
運動を試ましめる前参ハ此意を懐中して
往くも今日の御書幕府の花家の親友を携へて
当時是れて当時花家の名高を書棟花街に
譲り氏に稱する郷地なして[illegible]馴るる居
猶く打為けたらんと思ふとき試みに開庫問

昨の始末を聞かんとて各々徳川の二人を中
くとなる見舞を為へ一昨日帰宅せしに
とて下の方より出る者多き中
拙宅にとまりる時も其の儘
聞く所の流石の者多く酒を用ひ
紀のも斯くもあらんと思ひ一日一夜を楽
じ其夜この神鼓を寝所の後前
八酒の者を酒へしめ自ら拝盃を持て
宮へ参りまの前
氣もそ一の内のと酒を飲
しても客も添ひる間に
自ら主人間もあらし

今宵の出来事とて話徳川殿も
も後へも如何とて高を吐き「宮へ参りの
まあ思ひそ」なんと云ふ挨拶也でこしな
如何に聞事をなるまの端緒開けなりとなん

○天皇陛下御筆の文書の用紙に貴春の二字あるよ
しハ既に記しし所なれ共尚ほ伝へたる皇太陛
下御筆の文書に飛香舎四の文字ある用紙皇太
后陛下の文書に長富貴の文字ある用紙を用ひ
ゐることハ古式なる伝へなるべし

○外国の人と御交換なさせられし品
(廿八年)より初まりたるものなり先ハ伊国皇族
より御贈物ありたる時の御礼状を認めたるよ
これも御書像の下書紙に御名を印刷せ
し御礼状なるも此ハ伝へなるべし

○外国へ贈られし物品ハ書面ハ

さとりけるを大人に之のことを相する学者有る生徒
る所の大人紙に美麗板印刷局製のものを
縦に線を引きあらて程なく中央に菊の御紋
章を印刷してあるもの文章長きときは四枚の紙
二枚三枚を重ねるようにするも二枚目ゆゑ御紋
章のなき紙を用ゆるとき初の一枚以上をときは
紫の組ひもを通じ折ぶ中程にて結ぶ
入るもの

○一時御紋章の菊の上に綾の袋を入れ
なる面をうつの面に御紋を用ひたるよ
うなれども先に支那皇帝から賜はる
勅しの時は綾の袋に

たりとて下記の綾の袋に菊の御紋を金糸
縫ひ出し地は紫鹿子にて結ぶ
ようす

○如斯く綾の袋のうしへ移り我国のような
御紋章を用ひるものあるよ
先に支那皇帝から賜はる勅しの袋は
緋のモミにて
○支那皇帝から賜はる勅しは用紙唐紙にて
黄色金砂子入雷紋の縁を印刷してある勅
の文章は清朝文字の漢文にて清朝
文字の漢文とする分にて清朝
文書の書き様の方文の中央に年号月日あって清帝

の重を押しあるべし此の記しい巻て上を　もの
綴る色つかあるべし
○皇室の天皇御璽と　第本帝国皇帝璽の
二印あるべし前者は動産等授典の時に捺
し他の一重は外国に出すべき時に用ゐ
出来るべきものなり近年御記すべき陛下御
手つから御名を書し給ふの御璽を
押せらんとする時の為めに璽を用ゐる
国の新しき公印「大日本帝国天皇璽」を
押せらるべし
○西園寺家は明治家風なり何時なりの正室を娶
らざる家風を立てたるの公望も正室をもたず
同邸内に奉公する者は残る則ち代々の正室なり
とん可笑きことなり
○余の如く多年家風なりとて正室の門人
所の指揮を受けて居りたる御歌を御歌
所の指揮を受けたるの時に御製と二三年
の間に奥ゆかしき御歌所の長官
に奉公する者は奥ゆかしき御歌所の長官
しかるに奉公する者は奥ゆかしき
ようあるべしとの一日の内或人何なりも作り代
へて出すべしとこれを拒絶すると一人ならま
でいに新聞も一日の内に出すべしとの

御勘定人一年一百貫ゝ[illegible]
ハ別段ゝ[illegible]

○我政府ハ維新兵馬倉庫の際太政官札民部省札を
発行し一文の通用を十三ヶ年間[illegible]
之れを[illegible]人[illegible]
の政略の出で[illegible]之を通用するを見るに[illegible]
ハ之をめ[illegible]
とゝ[illegible]年限を十三ヶ年と定めたるのみ十二支の用
[illegible]
の急を形ひたるこゝろ[illegible]
大[illegible]の[illegible]

○維新後度量衡を定むるの問題起りしとき前

島密氏ハ其衡[illegible]
一定の問題を決するに[illegible]
準を得[illegible]
衡ハ[illegible]
大[illegible]
利[illegible]
國の度量の標準とする[illegible]
の度量を割り出して[illegible]
バ[illegible]
ことあれ[illegible]
メートルハ標準とする[illegible]
の[illegible]

標準高を制定作すべきや是の御り新聞紙に云ふ
如き今日の如き不公平の甚しきものなし
（公平なる家の拵くなんぞ高の沿革の新聞紙）
を斯くの如く頻繁のものとし初め前年人民
の未曾有の全国を合して名山家より其の祖先伝来の古
高（度量衡）をおさしめたる其数三百有余
以来土御門家（こと）より也とする度高なる極度
と認めらるとなる之の
高を注文し其標準高いろはの如きあるとの（新聞
八年六月廿日号）
もち伝し大阪府に送るべき旨印しとなる
○高度標準は公正副教の人をして其の一等検査官

をあらためべきはずなれども指令をもし其ままにはなすべき指令なれば出張をこうしてもなほ海軍省を
すぐに当地へ報じ務めの出張をこうしてもなほ海軍省を
ときしめ指令一日指令を遂げとなる流れて通知の郵便
ハとのうしゆうしゆうのあるべきもの報知のあるべき八例の
苦しみをあらしとくとたとえば或る時陸軍省の別して
帳簿の検査を命ぜられたるに検査のうえ
しを以つて日を約し
ける約のごとく再たび検査をなすべきを出
さうしこの出張人員一向整頓せしたる
出席官員紙中の例々此るものを改革しなることあるし
と又或るときに不当なる大阪府にも張し府庭の帳
簿を検査せしに紙数一四冊の石炭あり

現物なるべきものとおもうことなるに反して
帳簿を検査しめたるに帳簿の細かな
まれ者にこれをおのれとの認めたる数個所あり
其おのの意味を糺すに伏蔵くこしあらんとこれ
くに出きし府官の大阪の意地を写くのに牛肉屠
之をもって私利を貪るものに材料をもって数を
き府庭の検査と張元しあるし是ことなり中検
果府官の罰作を蒙ることあるとまた事実貧
日検査の如きことなるときのごとき数多俵の米穀の時
へあるべきこと云ふ一俵と雖ども時くこと
なくとも一度ならずの時の事なき海
其米穀を手しめ出たる備ふべきを今しとなる

数ヶ年を経ても其の甲斐なきも備わること能わざり

と

○先頃深しなる河原敏鉦は門人中の一人なる数
ありを得て彼の家に出入せしめ「すると彼人
の疾は精神錯乱して生涯回復の見込なし」と言ひ
張いるしとなり」と評せり余は其の事を
聞く毎に初めて河原
の家に生まれしを不幸中の幸と思ひ
もせり此番新宅を構へて高中のるを設ひ
めて訪ふ所あるべくして苦を折ることあり或
ときは深夜戸上に天文を窺ることあり強る一種
の家を作りて一日の毎日を送りて清閑を

[illegible]ることもあるべしとて病
[illegible]人を称することもみなるべ
[illegible]の中のめきき河原の手を
ときこんを実際に感ずるとの思ひ深く
を待し「近頃貴殿の御病いかに」などと
問ふに「病気は一向」となることあるしと
○大隈侯夫人才気あるも婦人なれども婦人にて忘
れべきすべての品徳を備へ人の妻夫人の死
の病癒るすべ技芸なるものしく多くの人
きたるこんを打ちこんし伝あれば「ぜひ」
りてふぶみあるを大隈侯も迎へ侯の女を娶あし
奥に病人なんべ新るさんることあるも宏敏

ちよ杯をたしなむことあるときの新しき婦人の書きて
頻りの会深きものなりしの大隅太人なる又北条信を
偏ひたる事大隅伝あるときに伝ある面白き伝
懐姫をしめたるの後世の世を受さる者太人の情怒
烈火のごとく取乱しても人事を解せざる能
なりしと又伝るの如きの者なりとて太人アテニス
りまあを書あげたる伝八笑みなるの弥勒投
場をでしとあるけるるべきの投をも金を如
まち候補者を集まいたる八ぢる美人
なりしかも太人の一々之の応接一強を一々能
癖を付の付男を人伝る書きいべき能の女一人も
なりと投ぜしなりと伝も同様の人なるも

婦人人の婦人の義(注)変あるとと見えて英雄的の配偶
のなき父上に毋上の婦人の義(注)変あるはこのこち
そるとと小説の称なる八本心を伝くる伝四情
内の一婦人あり北条の大隅蔵の奥向を伝くるなる
面白きの中にこのの書あるを伝の
伝八の婦人の髪をカキなびいさることあり
太人の伝書のカキなびくしく能なる思
いることのめく伝人のうきなるをまるしく
此とくとも人伝自ら能て婦教師の後
日をさることこの英雄を能まん伝
ることを

○西門太次郎とる人の婦人の婦人

此年の前田氏の行伝を略書すること左の如し
文化元年の冬十月三人の行列とする頃某家の
年頃なるとき前田の人と為りと称して同じく前田
の二種の山伏の技芸をもて隨分成心のあるを生じ
自分の田畑の業務に一歩を出だすことを祝
言を自家の聞きなることのあるを上に
くるの内助なることを細人の悔るを強て
少しもしめ自己の家を下り細人を雇して
稼を進やとう又前田の隈なく保を行すること
なる家に学ぶ者多あり作を絶さいる二家のあり一
は大隈なり其代なる和泉一は大久保なり世代と
なる

○大木高任と云ふ人は仮像の故の伊しん一種の激
癖をなすなる故の紀事敏捷の語ることろ多
の人なりしとき所所伊勢田あるを
立てなくなる時を呼び拘るを以て水を陽松
注のしめとること

○鳥山新蔵の伝しよ鳥山の大なる存し陸へ三間
と云ひ六年前の時鳥山弟一前池武士之なる家
高木伊勢守小村寿太郎なる鳥
山は海行を命ずることなるとなる
高木は仕官なる時鳥と見る家の
高木を得て鳥山を洋して彼の人ボンヤリ
出の国に立ちなる後洋行あり

行を始け申さうと之のる代いうんと国のて後格山へ之
ひをゆて面白者の物「私ハボン十りで用る之元
ずと云ふものあるゆ事て私しハボ
ンヤリデ用ゐ之ちまもの」のと問しまもまも
常高者の一笑を惜しとることあると格山自の流し
ます

○陸奥宗光とのふ人ハ忘年の交を結ぶまも常ハ忘年を絶しまも紙ハ
真の法なる為に彼の人の現在の妻ハ国と某まも
揚の揚もまもし彼の人一旦之のる言を踏てまも口表
懐を忘まも紙ハ之のまもまも一日某船
者の内言を接け自ハ大なる後り京富ろ紀州

家の役をつけなる里羽二重の羽織をつけて上席なは
し船宿の揚屋を始めて時まもまで御前をくに
紀州の御前と呼へしめ世者恐るる紀州侯し
思ひあるしもまもの而て之のる夏初なる席
へ云ひの揚もを迎ひ用強やしめとなる揚もも
も之激のこるきまと揚屋の行為の鄭重なる
歎ゆるまもハる紀州侯をめと思ひとなるあるを和
ハ行のまもまも呼くり歎まもを所て後新のことを
ハのとなる揚もの母ハ奇侯揚ゆ所しとなる彼
始終まハりなるまもて珍珍めるまもあゆ後
日国まもまも無御用なる方ハ紀とまもの方
陸奥ハ宗光まも二年国まもまもの方

直ちに法制整とし式のめくに高倉ちに赤飯をい
を配り同的なの掛むをしん其の家運を見たまし
ちうこんちるも出えき陸奥に中掛むこの高屋る者
の関係あるをやきそのちんかるを高ちに後めての
一方丸掛しに鎖を学ひいまけ家うるこのを可掛
しちちるこの義飛料をる日と呼ひを班と呼く
聽ちちる迄ちて陸奥に毎少高を使るる班の
ちをれてし終る金鎖を示んる屋る者の
関係をちちるる方んで掛むもに自ちる
答ちる掛むの高ちる深く答ちる異なと一
笑しとちを陸奥の船をと方一義飛料を丸ちる
ちんひ陸奥に弟の約をちちんに高せず果てハ

斯る班も寅年ちまを庫の掛をと小坂ちる
掛むの母も一旦義飛料の掛家をちとちとと
砂浦をちすも山係の雨日ちる終ちる日を
七ち日ち減しちるこちる日ちる減しちる家行
うを減しも陸奥の手ちる掛しちちと示陸奥
の準時の人夫凡を此経のちの日

以下全て
白紙